



◎軌道取扱ニ關スル件通牒

(大正十四年三月三十日發甲第五號各地方長官宛内務省土木局長鐵道省監督局長通牒)

標記ノ件ニ關シ左記ノ通決定相成候條御了知相成度

記

- 一 軌道ヲ道路ニ横斷シテ敷設スル場合ニハ軌道法施行規則第四條及第十條ノ規定ヲ適用セサルモノトス
- 二 大正十二年十二月軌道法第二十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル省令第二條第二項ノ規定ハ指定セラレタル市ノ區域内ニ於ケル軌道工事ニ付テノミ適用スルモノトス
- 三 地方ノ狀況ニ依リ軌道取締上必要ナル事項ハ軌道法附屬

▽道路行政ニ關係ある法律

命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざることは凡て本欄に於て紹介す
▽道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事ヲ望む

命令ノ規定ニ牴觸セサル範圍ニ於テ廳府縣令ヲ以テ規定スルコトヲ得ルモノトス

◎鐵道敷設ノ爲ニスル道路ノ占
用又ハ改築ニ關スル件通牒

(大正十四年三月三十一日發甲第四號各地方長官宛土木局長通牒)

鐵道敷設ノ爲ニスル道路ノ占用方法ニ關シテハ大正九年當省訓令第十一號第十條ノ定ニ依據セラルヘク又其ノ道路ノ改築ニ關シテハ道路構造令、街路構造令等ノ規定スル構造ニ依リ鐵道經營者ヲシテ適當ニ施設セシムヘキハ勿論ノ義ニ有之候處往々ニシテ是等ノ定ニ依ラサルモノアルノミナラス現在道路ヲ著シク改悪スル事例不尠爲ニ是ヲ變更セシメムトスルモ其ノ前後ニ於ケル鐵道工事ハ既ニ竣功済ニシテ變更困難ナル場合アリ道路交通上遺憾トスル所ニ有之候此ノ如キハ地方鐵道ニ關スル工事ノ施行認可申請書ヲ審査スルニ方リ道路トノ關係ヲ考慮セサルニ基因スル義ト存候ニ付自今ハ篤ト審査ノ上叙上ノ缺陷ヲ事前ニ防止スル様御留意相成度

◎軌道法解釋ニ關スル件

(大正十四年三月十日一三乙第一二六號福岡縣知事宛内務省土木局長鐵道省監督局長回答)

客年十月六日土第九六〇九號照會標記ノ件左記ノ通御了知相成度

記

- 一 營業年限ハ制限ナキモノトス
- 二 燃料ニ關シテハ軌道法又ハ之ニ基ク命令ニ特別ノ規定ナキモ曩ニ爲シタル處分ハ公益上必要ナルモノトシテ制限セラレタルモノニシテ軌道法ニ抵觸スルモノニ非ス故ニ同法附則第三項主文ニ依リ仍効力ヲ有スルモノトス

福岡縣知事問合

(大正十三年十月六日 土第九六〇九號)

軌道法發布以前ニ於テ特許セラレタル特許命令書中左記事項聊カ疑義相生シ候ニ付至急何分ノ御意見承知致度此段及問合候也

- 一 軌道營業年限及原動力汽動車燃料ニ就テ右ハ軌道法ニ何等條文ナキニ依リ同法附則但書ニテ特許認可其ノ他ノ處分ニ附シタル條件ニシテ本法ニ抵觸スルモノハ其ノ効力ヲ失フトアルヲ以テ即チ効力ヲ失ヒタルモノト認メ年限ハ制限ナク燃料ハ無煙炭骸炭ト制限セラレタルモ是亦同様何等制限ナク有煙炭ヲ使用スルモ差支ナキモノナルヤ

質疑應答

問 道路法第二十六條に依り管理者に非ざる者が管理者の許を得て渡錢を徴收する渡船場を設けたるに其當時附屬工作物設置の竣功検査を受けるに當り、其の内の船體検査を管理者の行ふべきものなりと云ふ説と警察署の行ふ可きものなりと云ふ説との二説あり。其の可否を問ふ(富山縣 廣田生)

答 道路法第二十六條の規定に依り賃取渡船の設置の許可若は承認を受けたる者が工事を竣功せしめたる場合道路管理者の執行する検査は大正九年七月内務省令第二十三號「賃取橋梁及渡船場設置ニ關スル件」第四條 橋梁又ハ渡船場ノ工事竣功シタルトキハ工費精算書ヲ添へ道路管理者ノ検査ヲ受クヘシの規定により行ふものであつて、同條に所謂工事とは渡船場に要する總ての工事を指すものであるから管理者は渡船建造工事の竣功検査をも當然爲さなければならぬ。

又警察署の渡船々體検査は、府縣の渡船取締に關する警察命令(富山縣では明治三十三年九月富山縣令第七十二號渡船取締規則第二條)によつて執行するものである。

前者は、道路管理者が許可又は承認したる内容に合致したる工事を爲したりや否やの検査を主眼とするものであり、後